

住宅リフォーム補助金をご利用下さい 市内の施工業者を利用して、地域経済の活性化を！

高山村では、村民の皆さんが住宅の質の向上を図るとともに、定住の促進を図るため、自宅の修繕や補修工事等を行う場合に、その経費の一部を今年度より補助します。是非、この機会に補助金の活用を検討して下さい。なお、この補助金は、当該住宅について一度限りの補助金ですので、よく検討の上ご利用下さい。

1. 対象となる工事は

- (1) 専用住宅又は併用住宅（個人住宅部分）へのリフォーム（修繕・改築・増築等）を開始する工事で、市内の施工業者により工事を行うことが対象になります。
- (2) 村外の施工業者により工事を行ったものについては、補助対象外です。
- (3) 詳細は、別紙対象工事（例）を参照して下さい。

2. 補助対象者は

- (1) 市内に住所を有する者です。
- (2) 世帯全員が村税及び使用料等を完納していることが補助対象者になります。
- (3) 当該リフォーム工事について、他の制度による住宅の改造、補修に係る助成金等の交付を同時に受けないことが条件になります。

3. 補助対象金額は

- (1) 専用住宅においては工事金額（税抜き）が20万円以上のリフォーム工事に要した費用の20%が補助対象金額となり、上限が40万円（ただし、千円未満は切り捨て）となります。
- (2) 併用住宅においては個人住宅部分を補助対象とし、非個人住宅部分について床面積で按分し工事金額を算出し、工事金額（税抜き）が20万円以上のリフォーム工事に要した費用となり、上限が40万円（ただし、千円未満は切り捨て）となります。

4. 手続きは

- (1) 工事を始める前に、高山村役場農政課住宅係で交付申請を行って下さい。

- (2) 事前着工は認められませんので、必ず下記の手続きをお願いします。
- (3) 補助金受領までの流れを参考に、リフォーム施工業者と打合せを行って下さい。

5. 補助金受領までの流れ

- (1) 補助金交付申請書を高山村役場農政課住宅係に提出していただきます。
※添付書類
・リフォーム工事前の住宅状況を明らかにする写真
・リフォーム工事内容を明らかにする図面
・リフォーム工事見積書
・その他、村長が必要と認める書類
- (2) 書類審査を行い、交付の可否について申請者に補助金交付決定通知書を郵送により通知します。
- (3) 交付決定通知書受領の後、リフォーム工事を実施していただきます。
- (4) リフォーム工事が完了した後、補助金交付請求書を提出していただきます。
※添付書類
・リフォーム工事後の住宅状況を明らかにする写真
・リフォーム工事代金領収書の写し
・その他、村長が必要と認める書類

6. 補助金の額の確定

- (1) 書類審査を行い、補助金の額を決定し申請者に補助金確定通知書を郵送により通知します。

7. 補助金の受領

- (1) 全ての手続き終了後に、申請者の口座に補助金を振り込みします。

別紙

工事内容	可否	備考
屋根瓦の取替工事	可	
外壁の補修工事	可	
壁紙張替等の内装工事	可	
台所、風呂、トイレ等改良工事	可	
シロアリ防止等の床修理工事	可	
畳の表替え等工事	可	
ガラス（サッシ）の取替工事	可	
掘炬燵取付工事	可	
住宅に付随するバルコニー、ベランダ、テラスの設置工事	可	
シロアリ駆除	否	リフォームでないため対象外
大画面テレビの購入（配線工事含む）	否	購入が主であるため対象外
電化製品の取付工事	否	購入が主であるため対象外
車庫の増改築	否	住宅ではないため対象外
室内カーテン取替工事	否	購入が主であるため対象外
防犯用ライト取付工事	否	購入が主であるため対象外
門扉・ブロック壁の設置	否	住宅ではないため対象外
造園工事、植木剪定	否	リフォームではないため対象外
下水道等のつなぎ込み工事	否	リフォームではないため対象外
住宅の一部又は全部を取り壊す工事	否	リフォームではないため対象外

- 住宅をリフォームして、快適で明るい生活空間をつくりましょう。
- 分からないことや疑問な点は、お気軽に高山村役場農政課住宅係までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先：
高山村役場 農政課 住宅係
☎ 0279-63-2111
内線50・51
FAX 0279-63-2768

学校給食を食べてみませんか

給食を食べながら 考えましょう 語り合しましょう
子どもたちの食と健康を！ 学校と家庭そして地域で！

- 日 時 平成25年5月29日（水）
12時から1時
- 場 所 高山小学校 1階 会議室
- 費 用 260円（当日集金します）
- 申し込み 高山村学校給食センター
電話(63-2811)でお申し込みください。
- 締め切り 5月22日（水）まで
※先着20名とさせていただきます。
※事前に食材の準備をする都合上、欠席すると代わりの方の出席をお願いするか代金をいただくこととなりますがよろしくお願い致します。

お知らせ

1時から2時まで『校長室開放』を実施していますので、お気軽にお出かけください。

予定献立

- ・ごはん
- ・牛乳
- ・鶏肉の照り焼き
- ・浅漬け
- ・具だくさん汁
- ・手作りふりかけ
- ・みしょうかん



今年度、第1回目の5月の試食会ではごはんを主食にした和風の献立です。ふりかけも手作りで栄養バランスの良い給食を用意します。どなたでも、お気軽にご参加ください。お待ちしております。

飼い犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

平成25年度春季の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を下記のとおり実施いたしますので、生後91日以上の犬を飼っている方は最寄りの会場へお出かけ下さい。

また、飼い犬の登録済みの方には別途個別の実施通知を配布いたしますので、通知書（ハガキ）を会場へ持参下さるようお願いいたします。

期日	会 場	時 間
5月23日(木)	火の口公民館	9:30~10:00
	農協旧尻高支所	10:10~10:40
	北之谷住民センター	10:50~11:10
	基幹集落センター	11:20~11:50
	関田住民センター	13:10~13:40
	役原地区住民センター	13:50~14:20
	高山村役場	14:30~15:20

期日	会 場	時 間
5月24日(金)	五領公民館	9:30~10:10
	新田地区集会所	10:20~11:10
	本宿公民館	11:20~12:10
	原住民センター	13:20~14:10
	梅沢集会所	14:20~15:00
	茶屋ヶ松集会所	15:10~15:20

手数料

- ・注射のみ（登録済みの犬） 注射料 3,300円
- ・登録と注射（登録の済んでいない犬） 登録・注射料 6,300円

●犬の登録・注射を怠った者は、狂犬病予防法の規定により罰せられることがあります。

●犬は、必ずつないで飼い、放し飼いは絶対にしないで下さい。

●運動中の犬の糞は、飼い主が責任を持って片づけて下さい。

●不要犬は、第1火曜日・第3火曜日の午前11時までに吾妻保健福祉事務所へ持参して下さい。

・処理料 生後60日以上 2,000円、生後60日未満 600円

●本年度の集合による登録及び注射は、5月と10月の年2回を予定しています。

●飼い犬が死亡した場合、役場住民課まで報告をお願いします。

●動物病院等で既に狂犬病予防注射を受けた方にも通知書が届く場合がありますが、ご容赦下さい。

●4・5・6月は狂犬病予防注射月間です。注射は早めに受けましょう。

6月の身体障害者巡回相談について

身体障害者手帳をお持ちの方及びそのご家族の皆様へ

群馬県心身障害者福祉センターが巡回相談を下記のとおり実施します。相談はすべて予約制です。

1. 日 時 平成25年6月5日(水) 受付は午前10時から12時まで

2. 場 所 中之条町保健センター
1 (中之条町役場となり)
☎0279-175-8818

3. 実施科目 整形外科、在宅訪問
4. 相談内容 身体障害者に関する各種の相談
補装具、自立支援医療(更正医療) 給付要否判定等

5. 当日持ってきていただくもの
○印鑑 ○身体障害者手帳

相談希望者の方は5月24日(金)までに高山村役場 住民課まで予約申込みをしてください。

※障害が重い等の理由により巡回相談の会場に在所することができない方については、ご自宅に訪問することもできますので、同様に相談ください。

お問い合わせ先 高山村役場 住民課
☎0279-163-2111
(内線64)

紹介します



平成25年4月1日付けで、関田の関垂刀美さんが総務大臣から行政相談委員に委嘱されました。行政相談委員は、皆さんが日ごろ国道・国税・登記など国の業務、地方公共団体が国から委任や補助を受けて行っている国民年金・生活保護などの業務についての苦情や意見などの相談を受けますのでお気軽にご相談ください。

相談は村の心配ごと相談と併せて行っており、無料で秘密は守ります。

なお、相談日などは、役場総務課(☎63-2111)又は、総務省群馬行政評価事務所(☎027-221-1648)までお尋ねください。

小野子山にゴヨウツツジを見に行こう!

高山村ガイドボランティア企画・小野子山登山イベントを開催します!

開催日時: 平成25年5月26日(日)午前9時~午後15時(予定)

場 所: 高山村三並山幹線林道、小野子山(一部登山道あり)

集 合: 午前9時 高山温泉ふれあいプラザ集合

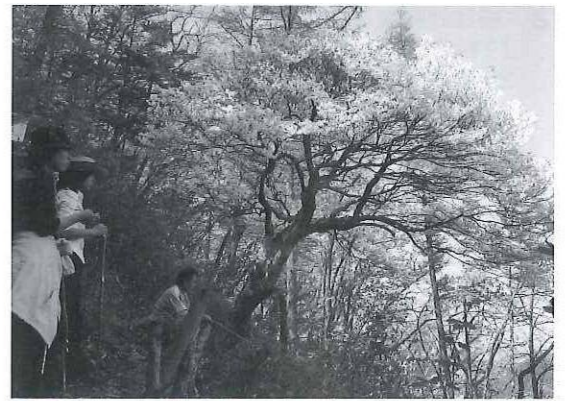
持 ち 物: 登山の服装、飲み物、昼食

参加費: 無料(保険は各自加入してください)

募集人数: 先着20名(定員になり次第締切ります)

県指定の文化財である高山のゴヨウツツジ。真っ白に咲く美しいツツジを見に、一緒に登山しませんか。ガイドボランティアが皆さんを山岳ガイドします!

お問い合わせは高山村ガイドボランティア事務局☎0279(63)2111 山井まで。



体育協会 バレーボール 部員募集

体育協会バレーボール部では一緒に活動する部員を募集しています。年齢性別、経験不問で、バレーが好きであれば、どなたでもOKです。バレーに興味を持つている方、一緒にバレーボールを始めませんか!

詳しい活動内容が知りたい方、試しに参加してみようかなと思っただ方は、お気軽に練習に参加して下さい。

◎練習日…毎週「月・木」の夜8時から村民体育館で活動しています。
◎持ち物…上履き・タオル・運動できる服装

皆さんの参加、是非お待ちしております。

「人権擁護委員の日」全国一斉特設 人権相談について

前橋地方法務局及び群馬県人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された日(昭和24年6月1日)を記念して、左記のとおり「人権擁護委員の日」特設人権相談所を開設します。子どもに関すること、家庭内や近所のもめごと等、人権問題や困りごとで悩んでいる方はお気軽に特設人権相談所へお越しください。料金は無料で、秘密は固く守ります。

開設日時 平成25年6月5日(水) 午前10時~午後3時

場 所 高山村いぶき会館

なお、特設人権相談所へお越しになれない方につきましても、通常どおり前橋地方法務局及び各支局で電話相談等を受け付けておりますので、お気軽に御利用ください。

電話による相談は、全国共通人権相談ダイヤル 0570-10031110をご利用ください。

問い合わせ先
前橋地方法務局人権擁護課
☎027-221-4466(代表)
前橋地方法務局中之条支局
☎0279-175-13037

人口と世帯数 (4月1日現在)

人口	3,954人	(-5)
男	1,928人	(+3)
女	2,026人	(-8)
世帯数	1,327世帯	(±0)

※()内は、前月との比較

住民基本台帳登録人口しらべ

(平成25年3月31日現在)

行政区	男	女	計	世帯数
原	234	222	456	133
本宿	227	238	465	138
新田	271	305	576	181
五領	139	133	272	90
判形	339	358	697	238
役原	85	88	173	66
関田	129	132	261	85
戸室	114	126	240	71
火の口	62	61	123	38
北之谷	89	82	171	54
熊野	92	96	188	60
梅沢	99	108	207	83
梅沢(パース)	2	0	2	2
茶屋ヶ松	26	38	64	29
老人ホーム	20	39	59	59
合計	1,928	2,026	3,954	1,327
高山村大字中山	1,357	1,441	2,798	953
高山村大字尻高	571	585	1,156	374

納税等

★印が5月に納めていただく税等です。

月	村県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	上下水道使用料
4月			●				
5月		★					★
6月	●						●
7月		●		●	●	●	●
8月	●			●	●	●	●
9月				●	●	●	●
10月	●	●		●	●	●	●
11月				●	●	●	●
12月				●	●	●	●
1月	●	●		●	●	●	●
2月				●	●	●	●
3月				●	●	●	●

税金は 社会を支える あなたの会費